

（午前9時30分 開議）

○議長（石橋英和君）皆さん、おはようございます。

ただ今の出席議員数は21人で定足数に達しております。

○議長（石橋英和君）これより本日の会議を開きます。

この際、報告いたします。市長から、平成25年6月26日付橋総第114号をもって追加議案7件が送付されております。次に、議会運営委員会委員長辻本君から、平成25年6月18日付及び6月21日付をもって議案2件が、同じく議員中西君ほか4人から、平成25年6月25日付をもって議案1件が提出されました。議案はお手元に配付いたしております。

以上で報告を終わります。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（石橋英和君）これより日程に入り、日程第1 会議録署名議員の指名 を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において11番 土井君、17番 松本君の2人を指名いたします。

#### 日程第2 議案第9号 橋本市道路占用料条例の一部を改正する条例について と、

#### 日程第3 議案第10号 市道路線の認定について の2件

○議長（石橋英和君）日程第2 議案第9号 橋本市道路占用料条例の一部を改正する条例について と、日程第3 議案第10号 市道路線の認定について の2件を一括議題とい

たします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

経済建設委員会委員長 7番 山田君。

〔7番（山田哲弥君）登壇〕

○7番（山田哲弥君）それでは、委員長報告を行います。

去る6月20日の本会議において、本委員会に付託された議案第9号 橋本市道路占用料条例の一部を改正する条例について、議案第10号 市道路線の認定について を審査するため、6月24日に委員会を開催し、慎重審査の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下、その概要を報告いたします。

議案第9号は、太陽光発電設備及び風力発電設備を占用許可対象物件として道路区域内に設置できるよう道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令が改正されたことに伴い、市道での占用料を占用面積1㎡につき1年で1,000円とするよう改正するものである。

委員から、占用料の設定について ただしがあり、国が開発道路に関する占用料等徴収規則により定めている額と同額にしているとの答弁がありました。

業者等に対し占用料を減額するなどの制度はあるか とのただしがあり、公益その他特別な事由があると認めるときは、これを減額または免除できると条例に定めている との答弁がありました。

議案第10号は、民間事業者が開発を予定していた区域内において認定廃止した道路について、開発事業の中止に伴い、改めて恋野須河線と恋野新池線として市道認定するものであり、委員会はさきに現地に赴き調査の後審

査を行いました。

委員から、市道認定に伴う今後の整備方針及び維持管理計画について ただしがあり、今回は以前に認定廃止した道路を再認定するもので、現在のところ具体的な整備予定はない との答弁がありました。

認定する以上は整備方針を定める必要があるのではないか とのただしがあり、県工事の関係で整備中の区間については一定の方針を持っているが、残りの区間については現在のところ具体的な考えはない。市道認定することにより、市の管理は当然必要であると考えており、地元の意見を参考にしながら検討していきたい との答弁がありました。

議員各位のご賛同、よろしくをお願いします。

○議長(石橋英和君)ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君)質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第9号の討論に入ります。討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君)討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第9号 橋本市道路占用料条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号の討論に入ります。討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君)討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第10号 市道路線の認定について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案第4号 橋本市子ども・子育て会議条例について

○議長(石橋英和君)日程第4 議案第4号 橋本市子ども・子育て会議条例について を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員会委員長 17番 松本君。

〔17番(松本健一君)登壇〕

○17番(松本健一君)皆さん、おはようございます。

去る6月20日の本会議において、本委員会に付託された議案第4号 橋本市子ども・子育て会議条例について を審査するため、6月25日に委員会を開催し、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下、その概要を報告いたします。

議案第4号は、早ければ平成27年4月に本格施行される子ども・子育て関連3法により幼児教育・保育・子育て支援の充実が図られることになるが、市町村においては、法律の本格施行までに「子ども・子育て支援事業計画」を策定する必要がある、また、計画の策定にあたり「子ども・子育て会議」の設置が努力義務とされていることから、本会議を設置すべく必要な事項を定めるものである。

委員から、子ども・子育て会議の委員構成

について ただしがあり、委員は15人以内で  
組織し、現時点では公募2人、幼稚園・保育  
園保護者代表各1人、幼稚園・保育園経営者  
各1人、学識経験者1人、社会福祉・母子保  
健団体の代表各1人、学童保育関係者1人、  
地域の子育て支援代表1人、発達支援事業関  
係1人、市職員2人の構成を考えている と  
の答弁がありました。

幼保一元化計画の2次計画は、子ども・子  
育て会議の答申を受けて策定されることにな  
るか とのただしがあり、認定こども園・幼  
稚園・保育園の定員に関することについては、  
子ども・子育て会議の意見を聞くことになっ  
ている。ただし、幼保一元化計画そのものに  
ついては、子ども・子育て会議の所掌事務と  
なっていないため、関連はあるものの会議に  
諮るかどうかは現時点では未定である との  
答弁がありました。

以上、文教厚生委員会の報告を終わります。  
皆さまのご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（石橋英和君）ただ今の委員長報告に  
対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）質疑がないようですの  
で、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）討論がないようですの  
で、討論を終結いたします。

これより、議案第4号 橋本市子ども・子  
育て会議条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告  
のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決さ